

(平成21年12月16日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認愛媛地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったことが認められることから、申立人のA事業所B所（現在は、C事業所D工場）における資格喪失日に係る記録を昭和22年6月1日に訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、昭和21年4月から22年4月までの期間は210円、22年5月は450円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年4月1日から22年6月1日まで

厚生年金保険の加入記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間に勤務していたA事業所B所に係る加入記録が無いことが分かった。

しかし、A事業所には、昭和21年2月に入社してから51年9月末に退職するまで継続して勤務しており、途中で退職し、再度入社したということは無いので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

（注） 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

C事業所D工場から提出された申立人に係る人事記録により、申立人が、申立期間を含む昭和21年2月25日から51年9月30日までA事業所B所に継続して勤務していたことが確認できる。

また、申立人と同じ部署、ほぼ同じ職種で、申立期間における厚生年金保険の加入記録が無かった従業員1人は、平成元年ころに社会保険事務所に申し出て記録が訂正されていることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。ところ、A事業所B所の当時の社会保険事務担当者は、「昭和52年から平成2年ころまでに、40人から50人を超える従業員から年金の記録がおかしいという申出があり、当事業所が保管する人事記録、厚生年金保険等級歴等を記載した資料、被保険者資格喪失届（控）などを社会保険事務所に持参し、そのうち、これらの資料から保険料控除が認められた約9割の従業員については、被

保険者記録が訂正された。」と証言している。

また、社会保険事務所の当時の担当者も、昭和60年から61年ころまでにA事業所B所の従業員に係る厚生年金保険被保険者記録を訂正したことを認めている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、A事業所B所に継続して勤務し、厚生年金保険の被保険者であったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁が保管する記録及びC事業所D工場が保管する申立人の人事記録により、昭和21年4月から22年4月までの期間は210円、同年5月は450円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年9月1日から28年3月1日まで
② 昭和39年12月1日から43年1月1日まで
③ 昭和44年1月1日から45年11月1日まで

厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に照会したところ、A事業所（現在は、B事業所）に勤務していた申立期間①、C事業所に勤務していた申立期間②及びD事業所に勤務していた申立期間③について、加入記録が無いことが分かった。

しかし、申立期間当時、これらの会社から健康保険証をもらった記憶があり、厚生年金保険に加入していたと思うので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、B事業所は、「申立人がA事業所に入社したとする昭和27年の正社員採用に関する人事記録は残っているが、当該記録に、申立人の氏名は確認できない。」としている。

また、申立人は、同僚の氏名を記憶していない上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間①当時、同事業所において、厚生年金保険に加入していたことが確認できる従業員のうち、連絡の取れた3人は、いずれも申立人を記憶していないとしている。

さらに、申立期間①当時にA事業所が加入していたE健康保険組合は、「現存する当健康保険組合の被保険者記録に申立人の氏名は確認できない。」としている。

加えて、社会保険事務所が保管するA事業所に係る厚生年金保険新規適用時（昭和26年5月1日）から申立期間①までにおける健康保険厚生年金

保険被保険者名簿に申立人の氏名は確認できず、当該期間における健康保険被保険者番号にも欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 2 申立期間②については、当時、C事業所に勤務していたとする従業員の証言により、勤務時期は特定できないものの、申立期間②当時、申立人が、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C事業所は、昭和43年3月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間②当時には、厚生年金保険の適用事業所になっていなかったことが、社会保険事務所の記録により確認できる。

また、C事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間②当時における事業主は、「当時の貸金台帳等が残っていないことから、厚生年金保険料の控除について確認できない。」としている。

さらに、申立人は、申立期間②当時に国民年金に加入し、このうち、昭和40年4月から42年12月までの国民年金保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 3 申立期間③については、D事業所における申立人の雇用保険の加入記録が無い上、同事業所は、既に解散し、当時の事業主も死亡していること、申立人は同僚の氏名を記憶しておらず、当時の従業員の連絡先も不明であることから、申立人の勤務実態を確認することはできない。

また、D事業所は、昭和41年1月に設立されたことが商業登記簿謄本により確認できるが、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

さらに、D事業所は、既に解散しており、申立期間③当時における同事業所の事業主も死亡しているため、当時の厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

加えて、申立人は、申立期間③当時に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

- 4 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年6月18日から35年10月1日まで
社会保険庁から、ねんきん特別便が届き、年金記録を確認したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。
しかし、申立期間当時、A事業所（後に、B事業所）に勤務していたことは確かなので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間当時、A事業所に勤務していたことは、時期は特定できないものの、元従業員の証言により推認できる。

しかしながら、A事業所は、昭和22年9月1日に厚生年金保険の新規適用事業所となっており、申立期間のうち、20年6月18日から22年8月31日までは、適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が記憶している同僚一人は、社会保険事務所が保管する同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間当時、厚生年金保険に加入していなかったことが確認できることから、同事業所は、一部の従業員を厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

また、A事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、申立期間当時の事業主及び社会保険担当者が死亡していることから、申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認することはできない。

さらに、上記のA事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は確認できず、申立期間当時、社会保険事務所が慣例的に使用を控えていたとする番号（*番）以外に健康保険被保険者番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 2 月 27 日から同年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について、社会保険事務所に確認したところ、申立期間当時に勤務していたA事業所における加入記録が無いことが分かった。
しかし、申立期間に係る厚生年金保険料を控除されたことが確認できる当時の給料明細表があるので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る昭和 62 年 2 月分の厚生年金保険料を、A事業所の事業主により、給与から控除されていたことは、申立人から提出された同事業所の給料明細表により確認できる。

しかしながら、申立人は、「昭和 62 年 2 月 27 日にA事業所を退職した。」と供述しており、雇用保険の加入記録及び上記給料明細表に記載された出勤日数からも、このことが確認できる。

一方、厚生年金保険法では、第 19 条の規定において「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされており、また、同法第 14 条の規定においては、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日の翌日とされていることから、申立人の資格喪失日は、昭和 62 年 2 月 28 日であり、申立人の主張する同年 2 月は、厚生年金保険の被保険者期間とはならない。

これらを総合的に判断すると、申立人が、申立期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。